

府障教ニュース号外

府人事委員会の不当勧告について

第三者機関の役割投げ捨て独自カットの不当性に一切触れず

独自カット後の公民格差+25,650円（カット前+199円）の是正勧告見送り、民間ボーナス（府商工労働部調査）は4.26月にもかかわらず、一時金の-0.2月を勧告！

大阪府人事委員会は10月12日、府職員の給与等に関する勧告等を行いました。その内容は、月例給の公民格差は独自カット後+25,650円（6・88%）、カット前+199円（0・05%）であるにもかかわらず、是正勧告は行いませんでした。一時金については0・2ヶ月分引き下げ、3・95月にするという内容です。

府障教は、府労組連とともに人事委員長に対する要求書提出と職場決議を手交し、給与制度改悪や賃金カットに反対し、積極的な勧告を行うよう求めてきました。府障教は、今回の人事委員会勧告に抗議するとともに、秋季年末闘争に全力をあげます。

（1）月例給改定見送り、一時金は4

7年前の水準

国人勸や大阪市、堺市の公民格差がマイナスとなるも、大阪府の格差は199円（0・05%）のプラスとなりました。

人事委員会はその要因として、「管理職登用の抑制や給与制度見直しなど、近年の改革効果の現われとともに、50歳以上の職員割合が低下したこと」をあげています。が、非常に厳しい人件費抑制の結果であることは明らかです。

人事委員会は、格差が微差であることを理由に月例給の改定を見送りましたが、この原資を活用して初任給の引き上げや諸手当の改善など職員の生活改善を図るよう勧告すべきです。

また、一時金については、府商工労働部調査での民間ボーナス（昨年冬と今年夏）は、4・26月であるにもかかわらず、国と同様に0・2月の削減を勧告。3・95月と4月を下回り47年前の水準まで落ち込み、職員・教職員への生活への影響が甚大です。

（2）カット提案の撤回を求める考え

方は一切なし

現在「提案されている」独自給料表の導入については、人事委員会が示した方向性と同じとしつつ、高齢層の給与水準の引下げや更なる給与のフラット化を求めるなど極めて不当な勧告となっています。

また、「独自の給与カット」について、「大きな減額措置が継続されることは、税収の大幅な落ち込み等がその背景にあるとは言え、職員にとつては極めて厳しい措置と言わざるをえません」と言及しているにすぎず、大阪府に対し「カット提案の撤回を求める」などの考え方は一切なく、職員の要求に応えていません。

（3）教員特別手当は3年連続の引き

下げ

09年10年と2年にわたって1・6%引き下げられた義務教育等教員特別手当について、全国人事委員会連合会のモデル手当額表を参考として、手当支給水準を改定することが適切としています。なお、改定にあたっては、大幅な給与減額が行われているという本府固有の事情を踏まえ、任命

権者において、種々の影響を見定めることが望まれるとしながらも0・7%の引き下げを容認しています。

大阪府人事委員会勧告（抜粋）

項目	内容
月例給	○改定なし ・月例給格差は+199円と微差であり、これを若干上回る状況にあった平成20年（+204円）と同様、改定を見送ることが妥当。 ・なお、昨年、廃止の勧告を行った持ち家に係る住居手当は、職員給与が民間給与を下回っていることを考慮して、本年は勧告を見送り。
特別給	○支給月数の改定 (年間支給割合) 4.15月→3.95月

（4）時間外勤務の縮減に言及

教職員の長時間勤務問題については、「勤務時間把握」にもとづき「時間外勤務の縮減につなげる必要がある」と述べています。

また、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率に関し、国と同様に法定休日（日曜日など）に勤務した時間を含めるようになりました。

（5）秋年闘争に全力をあげよう

大阪府の職員・教職員に対する大幅な人件費カットを是認し、公正・中立機関としての存在を自ら否定し、労働基本権の「代償機関」としての役割を全く発揮しようとしないう府人事委員会に対し、府障教は厳しく抗議します。また、橋下「改革プラン」撤回、給与制度の改悪反対、独自カットの中止・撤回など諸要求実現をめざし、秋季年末闘争に全力をあげます。

ガマンも限界！怒り大爆発！

府労組連学習大決起集会

場所…クレオ大阪中央

日時…10月21日 6時45分